

住宅リフォーム工事請負契約書

(規則)

第1条 請文者と請負者は、日本国の法を遵守し、誠実に努力し、信義を守り、この約定に基づき、各自
誠実にこの契約を履行する。

(打ち合わせせどりの工事が請負を場合は)

第2条 施工にあたり、通常の手作業では手作業不可能な状況により、打ち合わせせどりの工事が不可
能、しくは不適切な場合は、請文者と請負者は協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工事、請負金を変更する必要があるときは、請文者と請負者が協議してこれを
定める。

(一括下請負・一括賃借の禁止)

第3条 あらかじめ請文者の旨による承認を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事
の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(施工・施設などの瑕疵の補修)

第4条 請文者及び請負者は、相手方からの旨による承認を得なければ、この契約から生ずる権利ま
たは義務を、第三者に譲渡することまたは承継させることはできない。

2 請文者及び請負者は、相手方からの旨による承認を得なければ、契約の目的物、工事材料(施工工事などにある程度を含む)、施設設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは販
売すること、または被譲受その他の財産の目的物に譲り出することはできない。

(美品取引・代金支払い)

第5条 工事を終了したときは、請文者と請負者は用事未済いものと損傷の有無を確認し、請文者は
確実記載の項目までに請負金の支払いを完了する。

(支払料率、賞与品)

第6条 請文者よりの支払料率または賞与品のある場合には、その支払期日および支払地図は請文者
と請負者の協定の上決定する。

2 請負者は、支払料率または賞与品の受領後すみやかに換取するものとし、不良品については請
文者に対し交換を求めることがある。

3 請負者は支払料率または賞与品を善良な管理者として保管または保管する。

(第三者への協定および第三者的損害)

第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または原因を生じたときは、請文者と請負者が協力
して処理酥油にあたる。

3 痘液に便した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とす
る。なお、請文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、請文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

第8条 不可抗力の発生または人為的な事故であって、請文者・請負者がいずれにもその責を負するこ
とのできない理由(以下「不可抗力」といいます)によって、工事部分、工事取扱い、工事現場に納入した
工事材料・施設設備の瑕疵(有償交換有利を含む)または工事用機器について瑕疵が生じたとき
は、請負者は、事実発生経過やからその状況を請文者に通知する。

2 前項の瑕疵について、請文者・請負者が協議して責任を定めたとき、請文者が瑕疵を管理する
権限としての同意をもと認められたものは、請文者がこれを負担する。

3 水害保険・地震工事保険その他の損害を被るものがあるときは、それらの額を総額の請文者の
負担額から控除する。

(瑕疵賠償責任)

第9条 目的物に瑕疵がある場合、請負者は瑕疵に定める責任を負う。ただし、請負者が瑕疵の賠償
料を発行している場合には、当該賠償料の定めによるものとする。

(工事および工場の変更)

第10条 請文者は、必要によって工事の追加、変更を申し入れることができる。

2 变更の追加・変更工事の内容は、請文者と請負者の合意により決める。

3 变更の合意により定められた追加・変更工事により、追加工事代金が発生した場合や請負者に
損害を及ぼした場合は、請負者は請文者に対してその支払いまたは賠償を求めることができる。

4 請負者は、不可抗力の発生または理由があるときは、請文者に対してその理由を根拠として、工
事の延長を求めることがある。延長料は、請文者と請負者が協議して決める。

(請文者の中止権・解約権)

第11条 請文者は、必要によって、旨面をもつて工事を中止し又はこの契約を解消することができる。これ
に付随する請文者に発生した損害を請文者が賠償する義務を負う。

2 次の各号の一にあたるときは、請文者は、旨面をもつて工事を将来に向かって中止し、またはこの
契約を解消することができる。この場合、請文者は、発生した損害を請負者に請求することができる。

一 請負者が正直な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 正直な理由なく工事が工程表より遅延する、工期内または期間後半担当期間内に、請負者が
工事を完了する見込みがないと認められるとき。

三 請負者が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、債務・会社更生・
会社整理・特許権の行使を立ててしまいしくは受け、または民事再生の申し立てをするなど、請
負者が工事を継続できないおそれがあると認められるとき。

四 請負者が第12条第1項(請文者の責による工事の中止権)の各号の一に規定する理由がない
のに、この契約の解消を申し出たとき。

五 その他、請負者がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなったと認められる
とき。

(請負者の中止権・解除権)

第12条 請文者が、次の各号の一にあたる義務違反をしたとき、請負者が請負の期間を定めて旨面を
もつて請求してもなお請文者がこれを改正しないときは、請負者は、工事を中止し又はこの契約を解消
することができる。

一 正直な理由なく請負または部分を遅延したとき。

二 正直な理由なく第10条第4項による措置に応じないと。

三 工事用地等で請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者
が施工できないとき。

四 請文者のほか、請文者の責によべき理由により工事が遅延したとき。

2 請文者は、旨面に基づく工事の基準または中止期限が、当初の工事の3分の1以上になったとき、
または2か月以上になったときは旨面をもつてこの契約を解消することができる。

3 施設の場合は、請文者は請文者の損害の賠償を請求することができます。

(請負に伴う保証)

第13条 第2条により、請文者または請負者がこの契約を解消したときは、請事部分及び工事材料・
施設設備の瑕疵の修理を請め、請文者と請負者が協議した上で、請文者は請負者に責任を持つ旨面
部分の未払い分を支払い。遅払いがあるときは、請負者は遅払い額について請文者に支払い。

2 施設の瑕疵の際には、当事者に將する物件について、その瑕疵を定めてその引取り、放棄付け
等の措置方法を決定して実行する。

3 賃貸の外貨が残っている場合、一方が賃貸しても施設が正直な理由なくこの賃貸を行わないとい
う。自らその賃貸を実行し、その賃貸を承認することができる。

御 中

注文日

年 月 日

住宅リフォーム工事 注文書

原本

本書面をもって住宅リフォーム工事を注文します。

なお、請負者から請書の提出をもって契約が成立するものとします。

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 工事期間 年 月 日 より 年 月 日 まで

4. 請負金額

金 円(税込)

5. 内訳

工事項目	摘要(仕様)	単価	数量	小計
				工事価格(税抜)
				取引に係る消費税等(8%)
				合計(税込)

6. 支払方法

平成 年 月 日	金	円(税込)
平成 年 月 日	金	円(税込)
残金 平成 年 月 日	金	円(税込)

注文者

住 所

印

氏 名

住 所